

2018年5月8日

「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」趣旨説明質疑

立憲民主党・市民クラブ
衆議院議員 神谷裕

冒頭発言

立憲民主党の神谷ひろしです。

私は、立憲民主党・市民クラブを代表して、ただいま議題となりました「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」について質問をいたします。

質問に先立ち、一言申し上げます。本日から、やっと国会が正常化しましたが、この通常国会、本当に前代未聞の異常な国会だと申し上げざるを得ません。1月に国会が開会してからというもの、決裁文書の改ざん、データのねつ造、官僚による口裏合わせ、教育現場への圧力、高級官僚によるセクハラ、シビリアンコントロールの崩壊など、目も当てられないような重大な問題が次々に起きました。

立憲民主党をはじめとする私たち野党は、再三再四、政府・与党に対して、これらの問題の全容解明のための、必要かつ十分な審議と、その審議の前提となる資料の提出、調査結果の公表を強く求めてきました。繰り返します。こうしたことは質疑の大前提です。行政府を厳しく監視することは立法府の重要な責務であり、充実した質疑を行う環境を整える責任は、ひとえに政府・与党にあります。特に与党の皆さんは、立法府の一員として、

こうした行政府の不祥事を、厳しく問い質すべき立場にあるはずです。野党のことを批判する時間があるなら、官邸の意向を忖度する時間があるなら、自らの立場を省みて、行政府に対して厳しい監視の目を向けるよう、敢えてこの場で申し上げておきます。

何やら調整の結果記憶がよみがえっただの、セクハラに対する人権侵害まがいの調査だの、断じて許されるものではありません。野党は結束して、改ざん、ねつ造、隠ぺい、圧力、セクハラなど、これらの多くの重大な問題を、今後とも厳しく追及していくことを改めて宣言いたします。

この点に関して、総理に敢えて伺います。安倍総理、あなたは「膿を出し切る」と何度も仰っておられますが、そもそもその膿とは、具体的に何のことを指して仰っておられるのですか。そしてその膿が出ている原因は、何だとお考えですか。出し切らなければならないほどの膿が出る原因に、ご自分の言動・行動があるとはお考えになりませんか。以上三点について、国会の正常化に当たって明確にお答えいただくようお願いいたします。

TPP に対する国民の理解は

本法案は、アメリカを含む 12 か国で署名された T P P 協定の内容を、アメリカ抜きで実現しようとする CPTPP 協定の国内実施法であります。

この CPTPP の協議は、アメリカのトランプ政権成立による、アメリカ政府の TPP 撤退の決定によって、スタートしたものだとは承知しております。農業者をはじめ、多くの国民の皆さんや、ここにいる与党議員の中にも、アメリカ大統領のこの撤退の決断を「ほっ」とした目で見えていたのではないのでしょうか？

TPP12 の議論の中で多くの懸念が指摘をされています。

ISDS や農林漁業への影響、国民皆保険制度は大丈夫か、食の安全は守られるのか、小さな地方自治体の入札制度に外国企業を入れるのか等、国民生活の様々な部分で影響が出るのではないかとの懸念のもとに大議論が巻き起こりました。政府は、前回 TPP の国会での議論の決着で、国民の皆さんが納得し、この大議論の結末に理解をされたとお考えなのでしょうか？ 先ずは、TPP という枠組み自体及び T P P 1 2 についての国民皆さんの理解について安倍総理大臣にお伺いをしたいと思います。

米国の動向は

私は、多くの国民の皆さんに TPP が大変な問題を抱えた協定であると、根強い懸念と反対の声があると認識をしております。その懸念が、これまでに解消されたものであるとは思っておりません。

そのような中での TPP11 の協議がスタートいたしました。協議では、アメリカの TPP 復帰を考えたいという、極力形を変えない形で決着をみようとしたようであり、しかしそういった配慮によって、アメリカの復帰が実現できるのか、多くの国民の皆さんの関心事であると思います。そこで率直にアメリカ政府の TPP 復帰を現実のものとするのか伺いたいと思います。できるのであれば、どのような道筋で復帰できるのか説明をお伺いしたいと思います。また反対に、どこかで見切りをつけるのであれば、どういった場合に結論を出そうと考えるのか。安倍総理にお伺いをしたいと思います。

日米経済対話とは何か

アメリカ政府の撤退の決断を受け、TPP11 の交渉がスタートしたわけですが、この間の日米交渉は、どのような話になされたのでしょうか。

政府はこれまでもアメリカの復帰を促し、日米首脳会談を含め、様々な場

面でアメリカ政府に働きかけを行ってきたと思います。しかし現実には復帰は実現をしておりません。

むしろ麻生副総理とペンス副大統領の下で行う日米経済対話という二国間協議を受け入れ、更には茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」を開始することが先般の首脳会談で確認されております。

アメリカサイドから見れば、こういった二国間での協議を受け入れた我が国政府の態度が、TPP への復帰では無く、日米二国間での経済連携協定そのものを容認していると映るのではないかとも思われるのでありますが、こういった考えはないのか安倍総理大臣にお伺いいたします。

また3月には、米側より日米 FTA の締結に向けた協議を始めたいとの意向も示されたとの報道もあります。改めて日米経済対話とはいったい何を目的としたものなのかあわせて安倍総理に伺いたいと思います。

情報公開と国民の理解

先月の4月17日、関連するCPTPP協定本体の審議が本院でスタート致しました。

そもそも政府が説明するように、TPP12とCPTPPは全く別物の協定であります。そうでなければ新たに審議を行う必要はそもそもありません。しかしTPP12協定締結後の様々な国際情勢の変化によって、この協定を新たに署名し、承認を求めたうえで本法案を提案したわけであります。

であるとすれば当然に、この間の変化について政府はしっかりと説明し、方針について再度議論しなければなりません。

TPP12協定の際の議論では、のり弁と称されるような黒塗りの資料が提示され、秘密保持契約の問題があったにしても情報公開はとても十分なものとは言えませんでした。農林水産分野ばかりでなく、国民生活全般に

わたり大きな懸念が言われる中で、しっかりとした説明、情報開示は極めて重要であります。

またそういった指摘に対し 4 月 17 日の本会議では、TPP12 の合意後、300 回以上説明会を実施してきたと政府も答弁をされました。

しかしこの政府の行ったキャラバン活動が十分だったとお考えでしょうか？

第 192 回国会の衆議院 TPP 特委における参考人の発言では、調査結果をもとに政府の説明が十分ではなかったとの指摘が残っております。

その参考人である東京大学の鈴木教授の説明では、「都道府県知事、四十七知事に対するアンケート調査では、どちらとも言えないという答えが多いながらも、TPP に関する政府の説明は十分と答えた知事はゼロ、国会決議が守られたもゼロ、試算が現実的もゼロ」という結果を示されました。回数を重ねても、国民の知りたい情報が十分に示されなければ、国民の皆さんも理解する事が出来ないという当たり前の結果であると思います。重要なのは、言うまでも無く国民の理解と納得であり、回数を何度行ったかではありません。TPP12のみならず、CPTPPについて、真に国民の理解が進み、国民の合意を進めるために政府は説明責任を最後まで果たすべきであると考えますが総理のお考えを伺いたいと思います。

影響試算について

そういった国民の知りたい情報の中に影響試算があります。

また本整備法は対策の面も含んでおり、この対策が妥当なのか検証するためにも影響試算は欠かせません。

政府も国民の要請に応える形で TPP 協定及び TPP11 についての試算を行い影響の評価を示しております。

しかし政府が行った試算は、大綱に基づく政策対応を考慮したうえで、国

内対策により生産量は維持される前提として試算されたものであり、影響の実態をつまびらかにしているものとは思えません。

また、詳細に見てみれば、政府試算では、「価格が10%下落しても生産コストが10%以上下がる」と仮定してGDPを増加させています。これは、価格の下落以上にコストが下がると仮定していると読めますが、どのような仮定や計算を用いて導かれたものなのでしょうか農林水産大臣にお伺いしたいと思います。

こういった、価格の下落以上の生産性上昇などを見ても、政府の試算は恣意的であり、「TPPが始まって影響となし」との結論ありきとの姿勢が見て取れます。本来であれば、純粋にTPPによる影響及び効果の試算だけを示し、その上でどういった施策が必要なのかを示すべきであります。特に、最もマイナスの影響を受ける農業者のみなさんにTPPに対する大きな不安があることを考えたとき、どれくらいの価格下落が見込まれ、それによりどれくらい生産量の減少や所得への影響が見込まれるのか、その予測を明示し、その上で必要な対策を講じるべきです。影響がないように対策をとるから影響がないとの主張は到底理解出来ません。

どれほどの影響があり、どういった対策によって影響の緩和が可能とされるのか、農林水産大臣のご説明を伺います。

日米二国間での農林漁業分野での譲歩

また現在議題となっているTPP11は、米国を含むTPPで農産物について合意した内容を、米国抜きにも関わらず全く修正せずに活かしています。例えばオーストラリア・ニュージーランド・カナダは、米国分を含めた農産物の輸入枠を全部使えることとなります。

しかし一方で米国が志向する二国間での協議によって、米国への個別の輸入枠を今後求められる可能性は否定できないとも思われます。その結果、

我が国への農業分野への打撃はより大きくなることが想像されます。そこで、日米経済対話を含め、二国間、或いは多国間での経済連携協定については、せめて重要五品目を守るとしたこれまでの考え方を踏襲し、更なる農林漁業分野での譲歩を行わない事を、安倍総理大臣にご確認いただきたいと思いますが如何でしょうか？

一次産業支援

欧米では、農産物の価値や農林漁業の持つ多様な機能を評価し、国民全体で負担するシステムをとっています。

農林漁業という産業が持つ食料供給などの機能に加え、地方に住み、農林漁業を続けていただくことが、国土政策上も、地域政策上も国全体の利益に叶うのだという考え方に基づくものであると承知をしております。

農林漁業者が地方に暮らし、田畑を耕し、漁業者が浜で漁を行い、林家が山を手入れする。その事は、国土を守って行く上でとても大切なことであって、人が住まない地域の増加は、この国全体の危機であります。

過疎化が進み、人口減少が進む今日、田舎の基幹産業である農林漁業をどう守っていくかという事は極めて大切なことです。

政府が進める成長産業化という産業政策重視の施策は、時として競争施策として一次産業従事者の淘汰策ともなりえ、劇薬としての副作用がある事を十分認識しなければなりません。

グローバル化時代の農業所得の確保は、直接所得補償でやるのが欧米諸国の農業政策の標準です。政府・与党においてもこの際我が国に直接所得補償を導入されるよう検討するべきであると思いますが農林水大臣の見解を求めます。あわせて、官邸が主導して貿易の自由化を進める中、これからの日本の農林漁業をどのように守り、国民への食の供給と安心と安全を守るのか。総理大臣のご所見をお伺いし、私の質問とさせていただきます。